

東北学院大生のブラックバイト経験

「東北学院大生のアルバイトと大学生活に関する実態調査」成果報告パンフレット



【ご挨拶】

東北学院大学教養学部人間科学科では、2017年度「社会調査実習A・B」の一環として、「東北学院大生のアルバイトと大学生活に関する実態調査」を実施しました。この調査は、東北学院大学の文系学部に所属する学生2・3年生を対象に、学生生活とアルバイトの実態を調べるものです。2017年7月と9月に調査を実施し、679人から回答をいただきました。

このパンフレットは、調査で質問した項目のうち、いわゆる「ブラックバイト」に関わる部分の結果をまとめてご紹介するものです。本学の学生・教員・職員、そして一般市民の皆様の参考になれば幸いです。

2018年4月

2017年度「社会調査実習A・B」受講生一同
教養学部人間科学科 教授 神林博史・片瀬一男

1. 東北学院大生のアルバイト経験率

今回の回答者 679 人のうち、大学入学後にアルバイトを経験したことのある人は 90% (611 人) でした (図 1-1)。ほとんどの学生がアルバイトを経験していることになります。

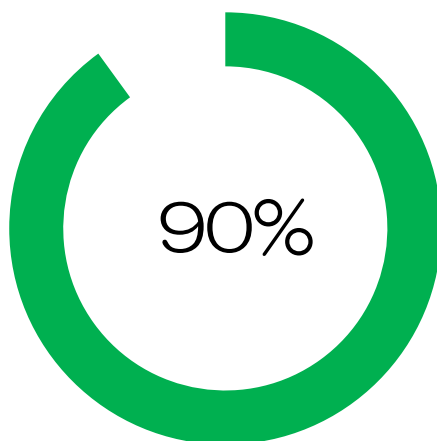


図 1-1 回答者のアルバイト経験率

アルバイト経験者に、これまでに勤務したアルバイト先の数を質問しました (図 1-2)。半数以上の学生は経験したアルバイト先が二社以下となっており、多くの学生は従業先をあまり変えないことがわかります。平均従業先数は 2.5 (標準偏差 1.7)、最も多い学生では 20 社を経験していました。

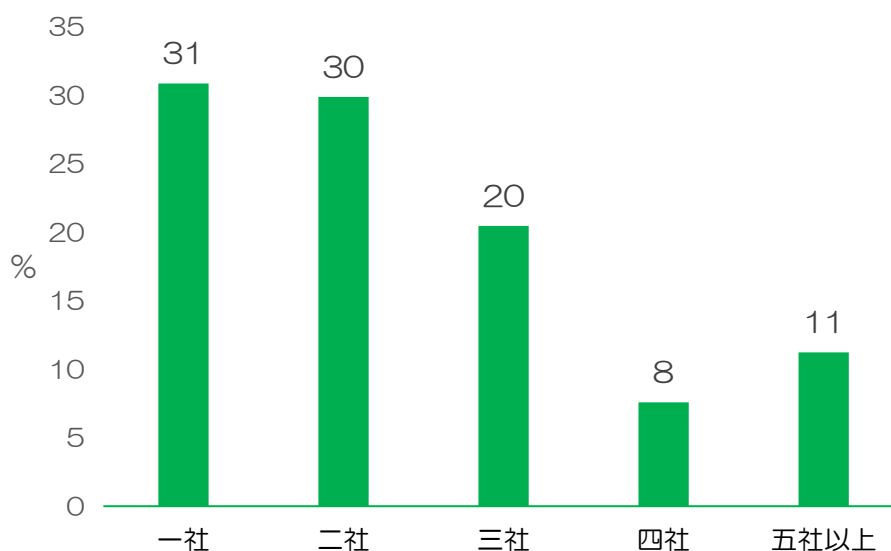


図 1-2 経験したアルバイト先の数

2. アルバイトにおける「不当な扱い」

いわゆる「ブラックバイト」の問題点は、雇用者がアルバイト労働者に対して労働法に反する不当な扱いをすることにあります。

今回の調査では、学生がアルバイトの中でどのような不当な扱いを経験したかを質問しました。その結果をまとめたのが表 2-1 です。これらの項目は、厚生労働省が 2015 年に大学生等を対象に行った調査の質問をもとにしたものです¹。そこで参考として厚生労働省調査の結果もあわせて表示しました。

表 2-1 アルバイトにおける不当な扱いの経験率（複数回答）

数値：％

不当な扱いの内容	東北学院大 (2017)	厚生労働省 (2015)
採用時に合意した仕事以外の仕事をさせられた	21	13
採用時に合意した以上のシフトを入れられた	23	15
一方的に急なシフト変更を命じられた	24	15
一方的にシフトを削られた	21	12
実際に働いた時間の管理がされなかった	13	8
賃金の全額が支払われなかった	7	1
残業代が支払われなかった	11	5
準備や片づけの時間の分の賃金が支払われなかった	18	14
休日労働や深夜労働の割増分の賃金が支払われなかった	6	5
賃金が所定支払日に支払われなかった	4	2
賃金から一方的に罰金を徴収された	1	1
賃金が一方的に引き下げられた	1	1
1日に労働時間が6時間を超えても、休憩時間がなかった	22	9
契約更新があると言われていたが、労働契約の更新がなかった	3	2
仕事上のけがの治療費を自己負担させられた	2	1
商品やサービスの買い取りを強要された	3	2
給与明細書がもらえなかった	12	8
暴力や嫌がらせを受けた	6	3
退職を申し出ても（勤務先の都合を理由に）退職させてもらえなかった	10	3
会社の都合で一方的に解雇された	1	1
その他	1	1
以上のような扱いを受けたことはない	29	52
回答者数	553	1,000

注) 東北学院大調査の回答者数は、アルバイト未経験者および不当行為項目の無回答者を除いた値

調査対象と調査方法が異なるため 2 つの調査の結果を厳密に比較することはできませんが、全体的に東北学院大生の不当な扱いの経験率が高くなっています。特に、不当な扱いを受けたことのない学生（「以上のような扱いを受けたことがない」）の割合は厚生労働省調査が 52% なのに対し東北学院大生は 29% となっており、約 7 割の学生が何らかの不当行為を経験していました。

¹ 厚生労働省（2015）「大学生等へのアルバイトに関する意識調査」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000103577.html> （2018 年 3 月 26 日取得）

3. 困ったことがあった場合の対応

アルバイトで不当な扱いを経験した学生は、それに対してどのように対応したのでしょうか。今回の調査では、労働条件などに関して困ったことがあった場合にどうしたかを質問しました。その結果をまとめたものが図3-1です。

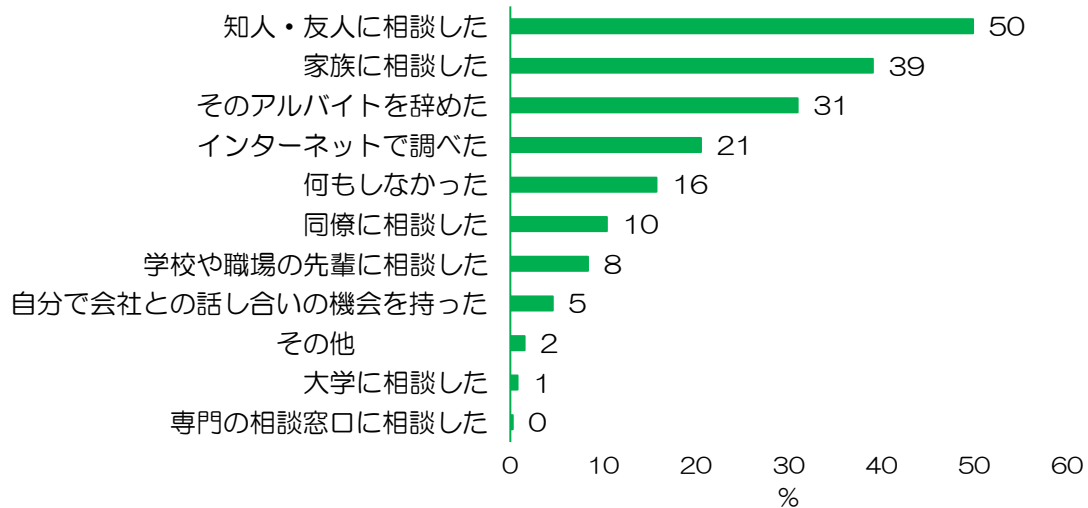


図3-1 困ったことがあった場合の対応（複数回答）

「そのアルバイトを辞めた」と回答したのは約30%で、多くの場合、学生は困ったことがあってもそのアルバイトを継続する傾向があることがわかります。

相談相手としては、友人・知人や家族など、身近な人への相談が多くなっています。他方、大学や専門の相談窓口相談する学生はほとんどいませんでした。



4. 不当な扱いの経験とブラックバイト認識

アルバイトで不当な扱いを受けたとしても、それがただちに「自分はブラックバイトを経験した」という認識につながるとは限りません。

今回の調査では、学生に「今まで自分が経験したアルバイトが、いわゆる『ブラックバイト』だと感じたことがありますか」という質問を行いました。選択肢は「ある」「ない」「わからない」「ブラックバイトという言葉を知らない」の4択です。

回答者が1人のみだった「ブラックバイトという言葉を知らない」を除外し、それ以外の回答を「不当な扱い」の経験の有無別に集計したのが図4-1です。

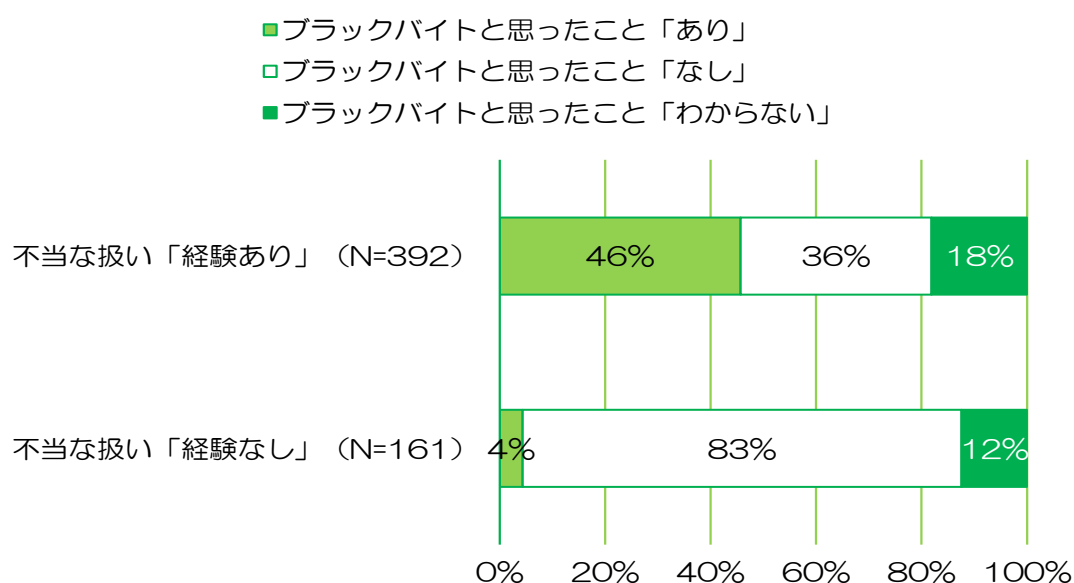


図4-1 ブラックバイトの認識

アルバイトで不当な扱いを受けた経験がある学生のうち、ブラックバイトだと思ったことがあるのは46%にとどまっています。つまり半分以上の学生は、不当な扱いを受けていても、それをブラックバイトと認識していなかったのです。

詳しい分析を行った結果²、「採用時に合意した以上のシフトを入れられた」「残業代が支払われなかった」「賃金が所定支払日に支払われなかった」「1日に労働時間が6時間を超えても、休憩時間がなかった」という4つの経験が、ブラックバイト認識と強く関連していることがわかりました。逆に言うと、それ以外の不当な扱いは「ブラック」と認識されにくいこととなります。このことが、不当な扱いの経験とブラックバイト認識のずれを作り出していると考えられます。

² 性別、学年、所属学部、労働法の知識についてのクイズの得点、不当な扱い（21項目）を独立変数、ブラックバイト認知（「ある」を1、「ない」「わからない」を0に変換）を従属変数としてロジスティック回帰分析を行いました。回帰係数が5%水準で有意だったのが、ここで取り上げた4項目です。

5. ブラックバイトを辞めない理由

ブラックバイトだと思ったことが「ある」と回答した学生（192人）に、そのアルバイトを辞めたかどうかを質問した結果が図5-1です。約6割の学生がそのアルバイトを辞めた一方で、4割の学生は辞めていません。

■ そのアルバイトを辞めた ■ そのアルバイトを辞めなかった

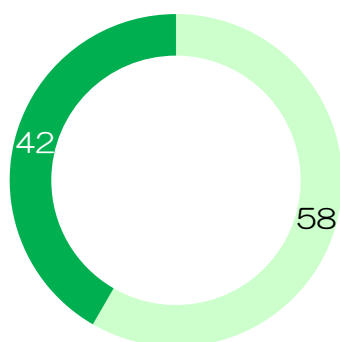


図5-1 ブラックバイトを辞めたか

アルバイトを辞めなかったと回答した学生（80人）に、その理由を複数回答で答えてもらいました。その結果をまとめたものが図5-2です。

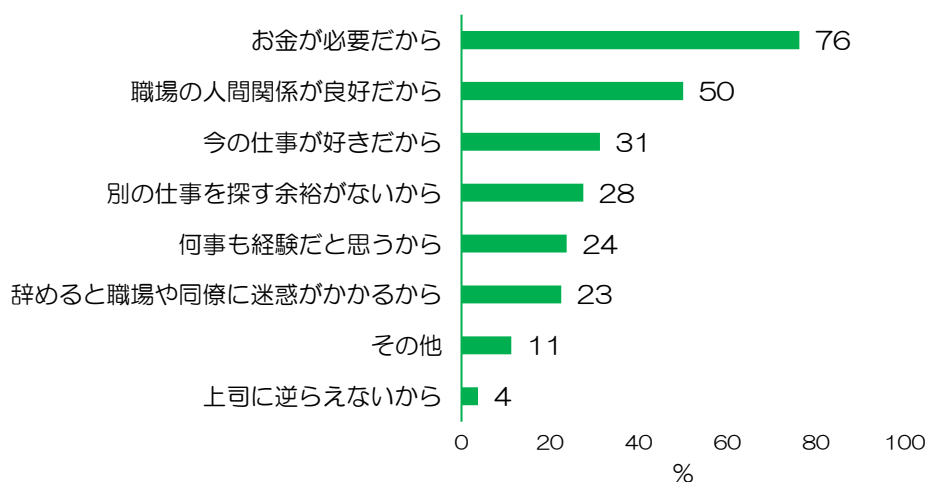


図5-2 ブラックバイトを辞めなかった理由

最も多いのは経済的な理由（「お金が必要だから」）ですが、職場の人間関係や仕事自体の魅力 راあげる学生も少なくないことがわかります。

6. アルバイトについての学生の意見

今回の調査では、調査票の最後に自由記述欄を設けて回答者の意見を自由に書きこんでもらいました。その中から、アルバイト経験やアルバイトについての意見を抜粋しました。これらの記述から、アルバイトとの関わり方について学生の様々な考えが見えてきます。

- アルバイトでの先輩とのつながりは、生活する上で、大切なものだと思います。
- アルバイトと学業の両立ができれば充実した生活が送れると思う。アルバイトは貴重な社会経験が積めるので、今後も続けていきたい。
- アルバイトと学業を両立するのは難しいと感じた。
- アルバイトと社員の距離が近いのはコミュニケーションとしては良いが近すぎるのは考えもの。ざらっとシフト入ってとか言われると断れない人も多いと思う。
- アルバイトと大学の両立は難しい。今は大学の方が優先するべきだと思うのでアルバイトのしすぎもあまり良くはないのかなと思うこともあります。
- アルバイトと勉強の両立は大変だが、やりがいがあるため満足している。
- アルバイトは、これから社会に出るために必要なことを経験することができる場であると思う。
- アルバイトは経験になりますが、時間を捨てるようなものなので、金を借りて学生時代を過ごした方が良くもありません。
- アルバイトやめたくても、上から言われるのも含め、なかなかやめられないのが今の現状です。
- アルバイトをしているが親からの仕送りがほぼないのでたくさん働いても貯まりにくい。
- アルバイトをすることによってでしかできない経験や楽しさ、交友関係がとても大切だと思う。
- アルバイトをすることは必ずしも悪いわけではないが、限度があると思う。大学生の分際でアルバイトのことを仕事というのもなんだか違和感を覚えることが多々ある。
- アルバイトをせずに大学生活で勉強に集中できるような社会制度が整ってほしい。勉強したいことがあっても働かないとお金がなくて生活できないから仕方なくバイトをするけど、本当は必死にバイトをして生活をしたくない。お金がないからバイトに時間を割かなければならない現実が辛い。バイトする時間があるのならほかの事に時間を割きたいと思う。外国の学生はほとんどバイトをせずに学業に集中して取り組んでいるため、大学生が勉強できるような環境が整っていて何らかの制度があるのだと思う。
- お金ほしいけど、やめたいけど、楽しいっちゃ楽しいけど、もっと勉強したい！
- バイトは時間をとられるから辞められるなら辞めたいが、やりがいもありお金の問題もあるので辞められない

- 学費のためにアルバイトをしている面もあるので学業とアルバイトを両立するために奨学金制度を充実させてほしい
- 実際にブラックバイトに遭遇してしまったら、辞めたいと思っても辞められないのが現状。減給されたり暴力をふるわれても、実際現実的に学生が裁判を起こせるお金など無いため泣き寝入りしてしまうのが現状。これからアルバイトを始める人にはブラックかそうでないかをきちんと判断できる力を持ってほしい。
- 授業時間にバイトを入れられることがあった（授業があることは伝えた）。テスト期間にも無理矢理入れられた。
- 塾で働いているが、片付け準備の時間はお金が発生せずコマ給だけなので思うように稼げない。でも、職場自体は好きなので辞めようとはあまり思わない。
- 働くうえで理不尽なことを色々と経験できて良かったと思います。
- 働く場所での上司が家族の知り合いだといろいろと助かると思った。社会経験として始めたけれど続けたいとも辞めたいとも特に思わない。いつでも辞められるとっている。
- 年功序列でリーダーを任されるため、実力に伴わない状態で社員並みの責任を負わされる。新人教育や新人の尻拭い、同僚の尻拭いまでさせられて、逆らいたくても逆らえない。やめたい気持ちもあるが、後輩がかわいそうでやめられず、テスト休みも結果とれず仮病を使って休んだ。正直バイトにはうんざりしている。
- 勉強や遊ぶ時間を多くとりたいので、短時間で収入の良いアルバイトは学生にとってとてもありがたいです。
- 仙台は闇が深い。

◇「東北学院大生のアルバイトと大学生活に関する実態調査」調査概要

1. 調査対象：東北学院大学の文系学部所属する2・3年生
2. 調査主体：東北学院大学教養学部人間科学科社会学研究室
3. 標本抽出法：学年と学科を基準とする割当法。
4. 調査時期：2017年7月・9月
5. 調査方法：配票自記入式。割り当て基準を満たすよう授業を選択し、担当教員の許可を得た上で、授業開始前もしくは授業終了後に調査のための時間を設けてもらい、その場で学生調査員が調査の説明および調査票の配布・回収を行った。
6. 有効回答数と有効回収率：679（38.4%）

・このパンフレットに関するお問い合わせは下記にお願いいたします。

東北学院大学教養学部人間科学科 社会学研究室 〒981-3193 仙台市泉区天神沢 2-1-1

tel:022-375-1179 fax: 022-375-1198 mail: kanba@mail.tohoku-gakuin .ac.jp (神林宛)

・パンフレット内のイラストは、「いらすとや」<http://www.irasutoya.com/>の素材を使用させていただきました。